

**隠岐の島町 マイナンバーカードの一括申請（ご案内）**  
**来庁不要！ 手続き簡単！**  
**マイナンバーカードを企業や団体等でまとめて申請できます。**

隠岐の島町では、町職員が企業や団体等を訪問し、マイナンバーカードの申請を一括で受け付ける「一括申請」を実施します。顔写真は、その場で撮影しますので、準備する必要がありません。

マイナンバーカードは受付から約1カ月後の発行となり、住所地に「本人限定受取郵便」で郵送いたしますので、マイナンバーカードの受け取りのために来庁していただく必要がなく便利です。



## ●マイナンバーカードの活用

### ▷ 公的な身分証明書として

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、この1枚で済む唯一のカードです。金融機関における口座開設やパスポートの新規発給の際の本人確認、就職の際のマイナンバーの提示などに利用できます。

### ▷ 税の電子申告（e-Tax）に

確定申告などの電子申告手続きにおいて、マイナンバーカードの電子証明書を利用して、自宅のパソコンから申告することができます。

### ▷ 拡がる使い道

国では、2021年10月（予定）から、マイナンバーカードを「健康保険証」として利用できるサービスの提供を開始します。また、今後は、マイナンバーカードと免許証の一本化など、様々な利用検討が進められています。

## ●一括申請の条件

### ▷ 隠岐の島町内に住民票のある申請予定者が10名程度いること

※予定者数に満たない場合は、ご相談ください。

### ▷ 申請者の取りまとめ、申請者への周知・関係書類の配布等が行えること

### ▷ 申込者側で会場、椅子、机等の備品が用意できること

**【お問い合わせ先】** 隠岐の島町役場 町民課 戸籍住民係 電話：2-8560

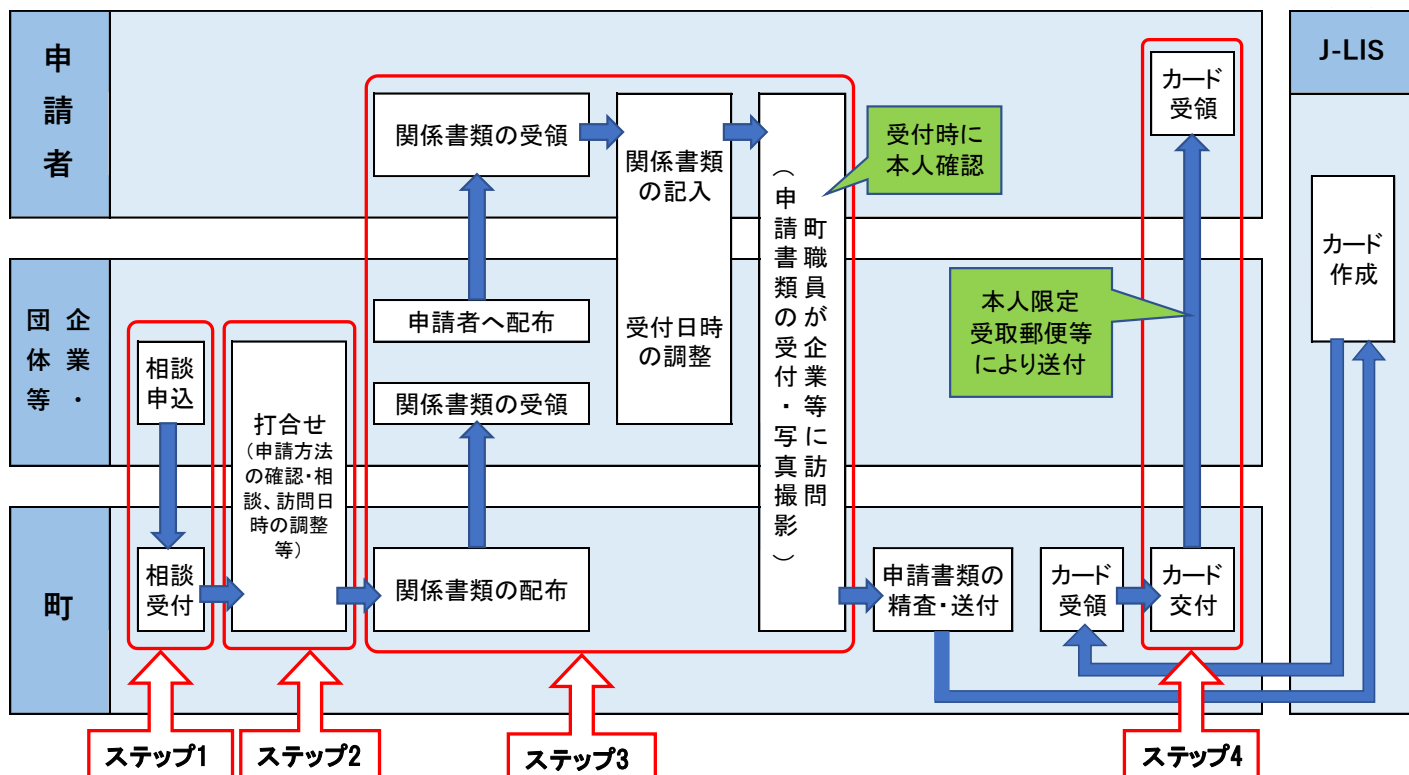
## ●一括申請の受付実施日

▷ 実施日：毎週火曜日・水曜日・木曜日

※祝日、3月1日～5月10日の間、及び12月29日～1月3日の間を除く

▷ 時 間：午前9時00分～午後4時30分

## ●一括申請の受付からマイナンバーカードの交付までの流れ



### ステップ1 町に一括申請の相談・申込

「マイナンバーカード一括申請申込書」及び「申請者名簿」を作成し、役場町民課にメール、郵送または持参等によりお申し込みください。

### ステップ2 町と打合せ

申請方法の確認、訪問日時調整等を行います。

### ステップ3 申請受付

**企業・団体等にお願ひすること** ⇒ 受付前の準備・受付当日の案内等

- ・ 申請者へ周知
- ・ 申請者へ関係書類の配布（当日は本人に持参していただきます。）
- ・ 受付のための部屋・机・イス等の準備（プライバシーが確保できれば事務室等でも可）
- ・ 受付当日、申請者の案内・誘導

**申請者にご用意いただくもの** ※「申請者用チラシ」をご覧ください。

### ステップ4 マイナンバーカードの受取り

申請から約1カ月後に、隠岐の島町役場から申請者の住所あてに「本人限定受取郵便」で送付いたします。